

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における識別力を喪失した登録商標の取消制度等
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

13. ブラジル

(1) 概要

- ・登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度は存在しない。
- ・辞書等に登録商標が普通名称であるとの印象を与えるように記載されている場合に、商標権者がとることができる措置について明文の規定は存在しない。
- ・登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の効力制限の規定は存在しない。

(2) 登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度

①制度の状況

取消制度は存在しない。

ただし、民事裁判所での裁判を通して取り消される可能性がある。

②制度が存在しない理由

明らかでない。

実務家からは、商標の登録においては本来的な登録要件などに関する徹底した審査が行われること、将来の事実に基づく商標の登録取消は憲法が定める最も基本的な原則の一つであり法的安定性の基本的な保障の一つともされている「既得権の保護」と矛盾すると考えられること、裁判を通じて不都合を緩和することができることが制度が存在しない理由として挙げられた。

③制度が存在しないことによる問題点

裁判を通しての取消の可能性はあるが、この方策は高価で時間を要し、不必要な争いを防ぐことはできないという意見もあった。

(3) 登録商標の普通名称化の防止措置

①制度の状況

明文の防止措置は存在しない。

②制度が存在しない理由

明らかでない。

③明文規定以外に防止措置が取れる場合

ブラジル産業財産法に次の規定がある⁶¹。そして、但書の解釈により、標章の識別性を害している場合には、同規定に基づいて、辞書における不適切な登録商標への言及に対して何らかの措置をとることができる可能性もあるものと考えられる。

第132条

標章所有者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(I)～(III) <省略>

(IV) 講演、学術若しくは文芸的作品、又はその他の出版物において、標章に言及

⁶¹ 和訳(特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」

(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm「最終アクセス日：2014年2月12日」)、現地公用語(Planalto ウェブサイト(http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/19279.htm「最終アクセス日：2014年2月12日」))

するのを妨げること。ただし、この規定は、前記の言及が商業的な含意なしに、かつ、標章の識別性を害することなく行われることを条件とする。

その他、実務家の意見として、商標の識別力を維持するためにまず重要なのは、商標が指定商品役務と明らかに同義語で使用されることを防止するための、登録者の企業アイデンティティー政策ではないかとの指摘もある。

④制度が存在しないことによる問題点

裁判を通しての防止措置をとることができる可能性はあるが、この方策は高価で時間を要し、不必要な争いを防ぐことはできないとの意見が聞かれた。

(4) 登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の効力制限の規定

①制度の状況

制限規定は存在しない。

ただし、民事裁判所での裁判を通して制限される可能性がある。

②制度が存在しない理由

明らかでない。

実務家からは、前述と同様に、商標の登録においては本来的な登録要件などに関する徹底した審査が行われること、将来の事実に基づく商標の登録取消は憲法が定める最も基本的な原則の一つであり法的安定性の基本的な保障の一つともされている「既得権の保護」と矛盾すると考えられること、裁判を通じて不都合を緩和することが制度がない理由として挙げられた。

③制度が存在しないことによる問題点

裁判を通しての制限の可能性はあるが、この方策は高価で時間を要し、不必要な争いを防ぐことはできないという意見もあった。